

平成 27 年度第 1 回長野県森林審議会森林保全部会 議事録

- 1 日 時 平成 27 年 12 月 16 日（水）午後 1 時 10 分から午後 3 時 10 分まで
- 2 場 所 諏訪市上川 1 丁目 1,644 の 10 諏訪合同庁舎 502 号会議室
（諏訪市四賀 7718-416 等の現地調査を含む）
- 3 出席委員 平林明人（部会長）、北原 曜、滝澤栄智、細川忠國 計 4 名
- 4 事務局、説明者等
 - （1）林務部 森林づくり推進課 田中裕二郎、柏木和之、神崎辰哉
 - （2）諏訪地方事務所 林務課 阿部勝彦、宮沢豊二、増井 僚
 - （3）NSM 諏訪ソーラーエナジー合同会社
- 5 審議に付した事項 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による林地開発許可について

6 審議

区 分	発 言 者	内 容
審議会の成立 報告	司会	平成 27 年度第 1 回長野県森林審議会森林保全部会の開会を告げる。 本部会定数 5 名のうち、出席委員は 4 名であるため、森林法施行細則第 12 条の規定により、審議会の成立を報告する。
あいさつ	森林づくり推進課	（あいさつ）
	平林部会長	（部会長あいさつ） その後、森林法施行細則第 15 条の 2 の規定により議長へ就任する。
議事録署名人の 選出	議長 （平林部会長）	森林法施行細則第 15 条の規定により、議長指名により北原委員、滝澤委員を選出する。
審議の公開	議長 （平林部会長）	本審議会は公開で行う旨を説明する。 その後、事務局より傍聴要領により説明を行う。
審議	議長 （平林部会長）	次第に基づき、「森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による林地開発許可の適否について」を議題とし、審議に入る。
	事務局	審議に先立ち、事務局（県、地方事務所）から資料に基づき説明を行う。 ・林地開発許可制度について ・当該開発案件の事業について
質問・意見	細川委員	許可条件は、「森林の持つ公益的機能を維持するための必要最小限のものに限る」かつ「その許可を受けた者に不当な義務を課すこととなるものであってはならない」とあり、「生活環境の保全と安全を図るための措置を地区住民と協議し、事業着手前に協定を締結すること」を要求しているが、許可条件の中に「協定の締結」を付すことはできるか。地元住民からの要望が「不当な義務」に該当するのか。

区 分	発 言 者	内 容
質問・意見	細川委員	<p>【事務局回答】</p> <p>「不当な義務を課す」とは、現に森林の持つ公益的機能以上のものを事業者に求めてはいけないということである。</p> <p>許可条件は、許可行為に対して条件を付すものであり、その条件は、具体的かつ明確にすることになっている。</p> <p>林地開発の適否は、森林法で定める4つの要件に基づき判断されるため、それ以外の地元住民からの要望等については、許可条件ではなく、地元と事業者で協議し、必要な事項を定めて締結すべきものとする。(県、地事)</p> <p>事業者と地元の協議が繰り返され、その内容が反映されている。懸念は、20年後の施設撤去や途中で事業を止める際の地元への補償である。事業者には、地元ときちんと協議すること、協定を締結し真摯に対応することをお願いする。</p> <p>【事務局回答】</p> <p>了(事業者)</p>
	滝澤委員	<p>ソーラーパネル設置による温度(気温)への影響はあるのか。</p> <p>【事務局回答】</p> <p>隣接地で稼働している施設の状況から判断すると、気温上に対する影響はないと考える。(事業者)</p> <p>過去に3回ほど災害が発生しているとのこと。集中豪雨等により発生する雨水は、計画されている洪水調整池で十分処理できるのか。</p> <p>【事務局回答】</p> <p>パネルの構造は、風速30m(引き抜き)、積雪深は116cm(積雪過重)で計算している。洪水調整池は、公共事業に準じて耐震構造となっている。雨量強度は50年確率で設計している。(地事)</p>
	北原委員	<p>防災対策、環境対策、地元説明等、誠意を持って取組んでいる。地形や地質的には特に問題のない場所と思われるが、20年後はどうするのか。パネルや台座の撤去、洪水調整池や側溝の撤去、土地の跡利用等、地元と十分協議されたい。</p>
	議長 (平林部会長)	<p>地元としっかり協議するよう指導してもらえるか。</p> <p>【事務局回答】</p> <p>現地の施工が完了すれば責任を持って完了確認を行う。その後も事業者が地元の要望に応えられるよう、可能な範囲で指導していく。(地事)</p>

区 分	発 言 者	内 容
議案の決定	議長 (平林部会長)	「森林法第10条の2第1項の規定による林地開発許可の適否について」委員に可否を諮り、「異議なし」として答申することを決定する。
議事の終了	議長 (平林部会長)	以上で議事を終了する。
審議会の終了	司会	長野県森林審議会森林保全部会の閉会を告げる。

平成27年12月16日

議事録署名人 北原 曜 印

議事録署名人 滝澤 栄智 印